

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月13日

瀬戸市公平委員会委員長 小池 雄三

瀬戸市公平委員会規則第1号

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年瀬戸市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
機関	職		機関	職	
<省略>			<省略>		
市長の事務 部局	本庁	部長 <u>担当部長</u> 部次長 危機管理監 参事 企画補 佐 課長 主幹 指導保育 士 課長補佐 経営戦略部 政策推進課の秘書係長及び 政策係長 行政管理部行政 課の事務管理係長及び法務 係長 行政管理部財政課の 財政係長 行政管理部人事 課の人材育成係長及び人事 給与係長	市長の事務 部局	本庁	部長 部次長 危機管理監 参事 企画補佐 課長 主幹 指導保育士 課長補 佐 経営戦略部政策推進課 の秘書係長及び政策係長 行政管理部行政課の事務管 理係長及び法務係長 行政 管理部財政課の財政係長 行政管理部人事課の人材育 成係長及び人事給与係長
	<省略>			<省略>	
<省略>			<省略>		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。